

歯科の診療報酬に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月五日

参議院議長江田五月殿

小

池

晃



## 歯科の診療報酬に関する質問主意書

近年の診療報酬のマイナス改定は、患者窓口負担の相次ぐ引上げによる受診抑制とあいまつて、医療機関の経営悪化をもたらし、医療従事者の労働強化や医療の質と安全性を低下させるとともに、地域における医療提供体制の崩壊に拍車をかけている。特に歯科診療については、長期間にわたって診療報酬点数が引き上げられない項目が多く一層問題は深刻である。そもそも歯の健康状態を保持することは、全身の健康にも大きな寄与をもたらし、結果的に医療費を低く抑える効果をもたらすことは東北大学の渡邊誠教授や兵庫県保険医協会や香川県などの研究でも明らかになつており、全身の健康保持のためにも、低く抑えられてきた歯科の診療報酬を適切に評価することが求められている。

よつて、以下質問する。

一 歯科の診療報酬のうち二十年前と比較して点数が変わつていない項目について明らかにされたい。また、二十年間もの間にわたつて引上げが行われていないことは、この間の物価・人件費の伸びなどと比べても、明らかに均衡を欠くのではないかと思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 長期にわたつて改定が据え置かれた項目を始めとして、歯科の診療報酬について適切な診療を確保する

ための十分な評価が行われるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。